

REPORT

信用保証レポート
Vol.101
令和4年9月号

信用保証レポート
Vol.101
令和4年9月号

◆掲載内容◆

- ・新たな保証制度「ロングサポート」のご案内
- ・川崎市中小企業融資制度の信用保証料補助拡充について
- ・オンラインによる創業セミナーを開催します
- ・信用保証書の電子交付について
- ・代位弁済時の書類引渡について
- ・専門家による経営支援活用のご案内
- ・神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会総会を開催しました
- ・救命救急研修を実施しました
- ・業務概況、各区分別保証状況(令和4年7月末)
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・事務所のご案内

表紙【東扇島東公園】
(川崎市川崎区)

 川崎市信用保証協会

川崎市信用保証協会は、 **Frontale** 及び川崎ブレイブサンダースを応援しています
©川崎フロンターレ

新たな保証制度「ロングサポート」のご案内

令和4年8月1日に「不動産担保融資保証制度（ロングサポート）」を創設しました。この制度は、大口かつ長期の事業資金を必要としている中小企業者の円滑な資金調達を支援するため、不動産を担保とすることで保証限度2億円、最長30年での利用を可能にしたもので、既存の保証制度に比べ、保証期間が10年延び、最長の保証制度です。

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">• 法人の場合 川崎市内に本店又は事業所を有するもの• 個人事業主の場合 川崎市内に住所又は事業所を有するもの
保証限度額	2億円
対象資金	運転資金及び設備資金
保証期間	30年以内（据置1年以内を含む。）
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率 (担保割引適用後)	年0.35%~1.80%
担保・連帯保証人	(1) 担保 不動産担保を徴求する。 ※ただし、原則として保証金額の80%以上の保全を要する。 (2) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

【お問合せ先】 企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

川崎市中小企業融資制度の信用保証料補助拡充について

令和4年7月1日保証申込受付分から、川崎市コロナ対応伴走支援型経営改善資金の信用保証料補助が拡充され、特にセーフティネット保証4号及び5号の認定を受けた場合は信用保証料がゼロとなります。

なお、この取扱いは、令和5年1月31日融資実行分までですので、利用の際は余裕を持った申込をお願いします。

	一般保証	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
ご利用いただける方	次のいずれかに該当すること ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること イ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること ア 売上高等減少率15%以上 イ 売上高等減少率15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高等が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
保証条件	金融機関の継続的な伴走支援を受けること		
保証限度額	6,000万円		
保証期間	10年以内（据置5年以内を含む。）但し、一括返済の場合は1年以内		
取扱期間	令和4年7月1日（保証申込受付）～令和5年1月31日（融資実行）		
融資利率	1年以内：年0.9%以内 3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内 5年超：年1.6%以内		
信用保証料率 (国・川崎市補助後)	0.16%～0.92%	0%	
必要書類	売上高減少要件確認書	セーフティネット保証4号認定書	セーフティネット保証5号認定書 イの場合は、売上高減少要件確認書も合わせて必要となります。
	経営行動計画書		

オンラインによる創業セミナーを開催します

令和4年9月13日（火）15時から、創業後5年以内の方を対象としたオンラインセミナーを開催します。

本セミナーでは、数多くの法人・個人の創業支援を行っている株式会社イノベーション・パートナーズの坪田誠治氏を講師に招いて、創業間もない企業が直面する課題にどのように対応すべきかということについてご講演いただきます。

これまでにご参加いただいた方からは『販路拡大などのノウハウといった具体的なことがよく分かった』等ご好評いただいています。

なお、詳細につきましては、企業支援課にお問合せいただくか当協会ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】 企業支援課 044-211-0501

信用保証書の電子交付について

当協会では、令和3年5月からインターネット上で電子署名を付与した電子保証書を金融機関に交付する、信用保証書の電子交付サービスを行っています。電子化することにより、紙媒体による交付に比べ、保証決定後の迅速な融資実行が可能となります。

令和4年9月1日時点で、11金融機関（4銀行、7信用金庫）に信用保証書の電子交付を行っています。

詳細や導入の検討につきましてはお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 総務企画課 044-211-0503

代位弁済時の書類引渡について

代位弁済にあたっては代位弁済日（支払日）の4営業日前を期限として債権書類等の引き渡しをお願いしています。その際、書類の添付漏れ等不備が散見されます。引き渡しに際しては、『債権書類引渡書』の記載内容と引き渡し書類について、今一度照合等の確認をお願いします。

【お問合せ先】 管理推進課 044-211-0502

専門家による経営支援活用のご案内

当協会では、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆様
に、中小企業診断士等の専門家を活用した経営支援を行っていま
す。

今般、コロナ関連保証を利用している中小企業の各種課題の改善
を支援するため、専門家派遣に関するパンフレットを送付しまし
たので、中小企業の皆様にご利用をお勧めいただければ幸いです。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



【お問合せ先】 経営支援推進課 044-211-0504

神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会総会を開催しました

令和4年7月22日に、神奈川県、横浜市及び川崎市の3信用保証協会は、神奈川県警察、神奈川県暴力追放推進センター及び神奈川県弁護士会にご協力いただき、神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会総会を開催しました。

この協議会は、信用保証協会と警察、暴力追放推進センター及び弁護士会が緊密な連携のもと、暴力団等による不当な行為、要求、介入を排除し、信用保証業務の健全な運営を確保することを目的に平成23年6月に設立したものです。

総会には3信用保証協会の他、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び関係警察署の方々にもご出席いただき、最近の暴力団情勢等についてご講演いただきました。



救命救急研修を実施しました

令和4年8月3日に救命救急研修を実施しました。

研修では、当協会職員がAEDを使用し、人形を傷病者に見立てた実践形式での救命演習を行い、緊急時の一時救命措置について正しい対処法を学びました。



【資料】

業務概況（令和4年7月末）

【お知らせ】

今号より、業務概況ページをリニューアルしました。なお、これまで掲載していた金融機関群別統計につきましては、協会ホームページの広報・統計資料ページに金融機関別の状況を掲載しております。

単位：千円、%

	令和4年度年度累計		
	件数	金額	前年比
保証承諾	731	9,203,322	65.1
保証債務残高	16,278	206,735,878	93.2
代位弁済	37	645,414	220.7
回収	-	132,792	104.0

【保証承諾】

令和4年7月末保証承諾は、180件(97.8%)、2,462,880千円(124.5%)で、前年同月と比べ、件数は4件減少しましたが、金額は485,300千円増加しました。

令和4年度累計保証承諾は、731件(80.2%)、9,203,322千円(65.1%)で、前年同月と比べ、件数で180件、金額で4,930,686千円減少しました。

・業種別

不動産業(119.9%)は前年を上回りました。

・制度別

伴走支援型資金【市制度】(213.0%)、振興資金【市制度】(204.5%)、小規模資金【市制度】(158.9%)、小規模零細【市制度】(115.6%)、事業承継【市制度】(206.2%)、協会制度(325.6%)及び協会一般保証(175.0%)は前年を上回りました。

新型コロナウイルス感染症に関連した保証は、135件、2,300,800千円で保証承諾全体の25.0%を占めています。

【保証債務残高】

保証債務残高は、16,278件(101.9%)、206,735,878千円(93.2%)で、前年同月と比べ、件数で304件増加しましたが、金額は15,029,062千円減少しました。

【代位弁済】

令和4年7月末代位弁済は、15件(250.0%)、290,556千円(348.4%)で、前年同月と比べ、件数で9件、金額で207,156千円増加しました。

また、令和4年度累計代位弁済は、37件(108.8%)、645,414千円(220.7%)で、前年同月と比べ、件数で3件、金額で353,004千円増加しました。

【回収】

令和4年7月末回収は、132,792千円(104.0%)で、前年同月と比べ、5,160千円増加しました。

各区分別保証状況（令和4年7月末）

1. 業種別保証承諾状況

単位：千円、%

	令和3年度7月末			令和4年度7月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	91	1,478,700	9.5	85	1,292,060	87.4
卸売業	86	1,985,110	17.6	62	1,423,800	71.7
小売業	156	2,218,690	15.4	114	1,210,970	54.6
建設業	292	4,316,428	15.4	224	2,540,116	58.8
サービス業	213	2,823,280	15.7	168	1,551,436	55.0
不動産業	36	699,700	18.6	54	838,740	119.9
その他の産業	37	612,100	13.2	24	346,200	56.6
合計	911	14,134,008	14.8	731	9,203,322	65.1

2. 業種別代位弁済状況

単位：千円、%

	令和3年度7月末			令和4年度7月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	7	53,292	38.0	5	101,243	190.0
卸売業	2	2,720	4.3	10	212,925	7828.1
小売業	7	76,295	43.7	7	161,083	211.1
建設業	11	100,587	43.5	11	158,188	157.3
サービス業	4	40,846	135.3	4	11,975	29.3
不動産業	0	0	0.0	0	0	-
その他の産業	3	18,670	-	0	0	0.0
合計	34	292,410	43.4	37	645,414	220.7

3. 制度別保証承諾状況

単位:千円、%

	令和3年度7月末			令和4年度7月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川崎市制度	870	13,486,808	14.2	662	7,620,232	56.5
内、コロナ対応資金	355	7,611,255	11.7	0	0	0.0
内、伴走支援型資金	41	742,000	-	89	1,580,800	213.0
内、振興資金	51	987,240	145.3	97	2,019,100	204.5
内、小規模	75	495,150	156.0	103	786,630	158.9
内、経営安定資金	120	2,509,233	9.0	84	1,931,700	77.0
内、経安不況	20	557,500	34.4	15	456,000	81.8
内、経安借換	20	737,000	68.3	33	1,116,500	151.5
内、経安借条変	2	76,000	43.7	2	16,200	21.3
内、経安その他	54	678,500	-	0	0	0.0
内、危機対策	54	678,500	-	0	0	0.0
内、経安災害特例	12	104,100	-	34	343,000	329.5
内、経安激甚対策	0	0	0.0	0	0	-
内、経安災害コロナ	4	134,000	1.4	0	0	0.0
内、危機対策コロナ	8	222,133	1.5	0	0	0.0
内、創業	50	289,700	185.1	60	270,000	93.2
内、小規模零細	176	800,230	145.2	228	924,766	115.6
内、ABL	0	0	0.0	0	0	-
内、事業承継	2	52,000	-	1	107,236	206.2
内、その他	0	0	0.0	0	0	-
協会制度	28	299,000	61.3	47	973,690	325.6
内、伴走支援型資金	5	88,000	-	5	138,000	156.8
内、創業	0	0	0.0	0	0	-
協会一般保証	13	348,200	102.2	22	609,400	175.0
合 計	911	14,134,008	14.8	731	9,203,322	65.1

4. 制度別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和3年度7月末			令和4年度7月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川崎市制度	31	240,130	44.9	36	644,455	268.4
内、コロナ対応資金	8	48,548	-	12	214,002	440.8
内、伴走支援型資金	0	0	0.0	1	10,010	-
内、振興資金	1	2,820	6.3	3	47,640	1689.4
内、小規模	4	36,113	49.2	2	11,856	32.8
内、経営安定資金	7	113,174	51.1	13	347,160	306.7
内、経安不況	3	56,619	65.5	2	14,212	25.1
内、経安借換	4	56,555	41.9	4	129,693	229.3
内、経安借条変	0	0	0.0	1	39,979	-
内、経安その他	0	0	0.0	1	43,358	-
内、危機対策	0	0	0.0	1	17,028	-
内、経安災害特例	0	0	0.0	0	0	-
内、経安激甚対策	0	0	0.0	1	41,798	-
内、経安災害コロナ	0	0	0.0	2	50,468	-
内、危機対策コロナ	0	0	0.0	1	10,623	-
内、創業	1	4,392	27.3	3	11,020	250.9
内、小規模零細	9	31,868	39.4	1	1,230	3.9
内、ABL	0	0	0.0	0	0	-
内、事業承継	0	0	0.0	0	0	-
内、その他	1	3,215	3.3	1	1,537	47.8
協会制度	2	48,306	38.5	1	959	2.0
内、伴走支援型資金	0	0	0.0	0	0	0.0
内、創業	0	0	0.0	0	0	-
協会一般保証	1	3,974	27.7	0	0	0.0
合 計	34	292,410	43.4	37	645,414	220.7

保証制度のご紹介

今回は **短期継続保証制度** をご紹介します。

こんな方におすすめです！

・月々の返済負担を軽減させたい方

・資金繰りの安定化を図りたい方

保証内容は？

保証限度額：最大5,000万円 保証期間：1年 対象資金：運転資金

令和4年度6月20日保証申込分から、利用要件を緩和し、保証限度額を5,000万円に引き上げるとともに、継続利用回数の上限を撤廃しました。

詳細は、企業支援課または北支所企業支援課にお問い合わせください。

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）と連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回:45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)

お問合せ先
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がございません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。



※無料シャトルバス (AM10:00～) について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「FKSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通巻 第101号 令和4年9月1日発行(奇数月発行)
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

